

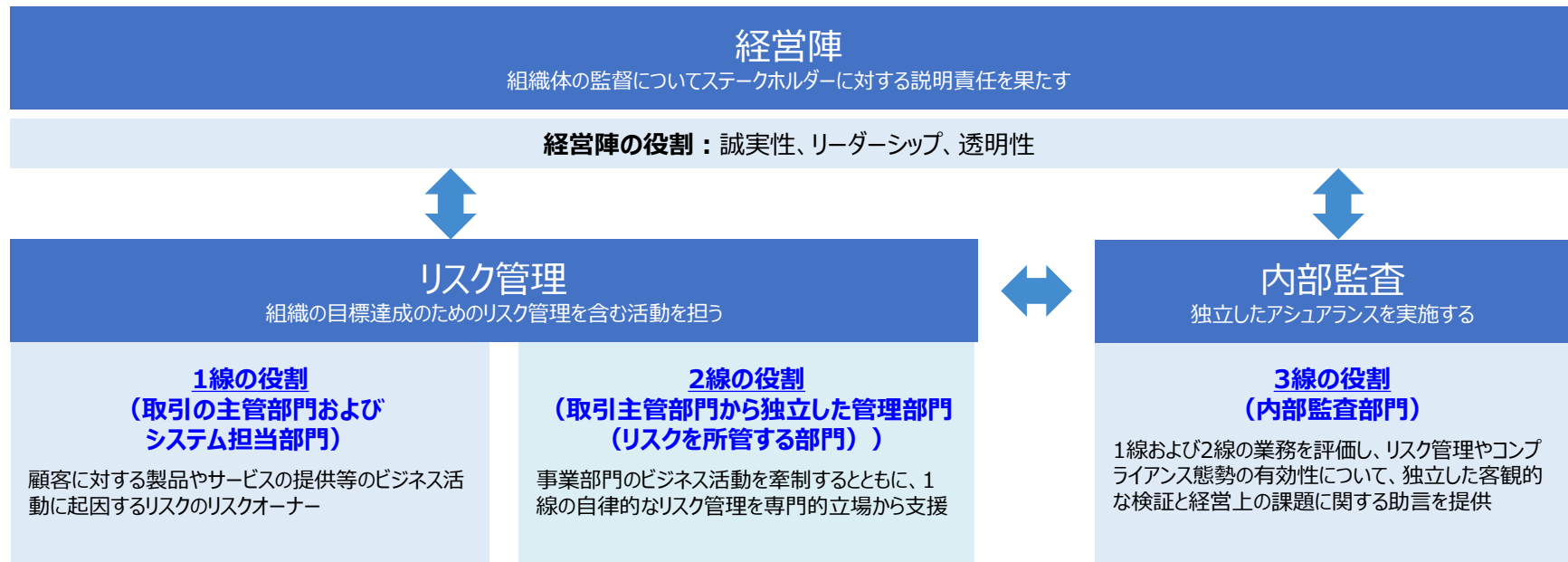
電力各社の取り組み状況に関する
確認結果について〔最終報告〕

2024年3月19日
電気事業連合会

- 2022年12月以降、電力各社において、一般送配電事業者が保有する顧客情報や経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次いだことを受け、電気事業連合会では「コンプライアンス推進本部」を新たに設置し、外部知見を活用しながら、各社の取り組みを横断的に確認し、その結果を各社にフィードバックすることで、各社が実効性の高い取り組みができるよう支援を実施（2023年3月17日お知らせ済み）。
- コンプライアンス推進本部では、各社の取り組み状況を確認するに当たり、外部専門家の指導の下、法令等の遵守を徹底するために多面的に構築・運用することが必要とされる8項目から構成した「法令等遵守プログラム※」を作成のうえ、各社へのアンケートやインタビュー調査等を通じて、再発防止に向けた取り組みについて、確認を実施し、これまで中間報告を実施（2023年7月19日お知らせ済み）。
- 以降も継続して確認を行い、このたび、これまで確認した各社の取り組み状況についてとりまとめが完了したため、結果を報告する。

※COSOの内部統制フレームワークや、米国司法省が示す企業コンプライアンス・プログラム、大手金融機関が当局から義務付けられている法令等遵守プログラム等を参考に、外部専門家の指導の下、電気事業連合会コンプライアンス推進本部にて作成したもの。

3線管理に基づくリスク管理では、組織内のリスク管理機能を、1線（取引の主管部門およびシステム担当部門）、2線（取引主管部門から独立した管理部門(リスクを所管する部門)）、3線（内部監査部門）に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割を担わせることでリスク管理を実現するもの。1線は主体的なリスク管理機能、2線はリスク監視機能、3線はリスク管理についての独立した検証機能を担う。各社のリスク管理において中心的な役割を担う2線を主な確認対象とするが、重要な項目では1線、3線も対象とする。



以下の「法令等遵守プログラム」に沿って、各社の規程類の確認やインタビュー等を通じて、3線管理の体制面および運用面の確認を行い、一般的にも特に重要と考えられる「2.リスクアセスメント」、「3.適切な文書化」、「5.モニタリング」については、優先的かつ重点的に確認を行った。

確認項目（黄色は優先確認項目）

確認項目（黄色は優先確認項目）	
1	<p>トップコミットメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等遵守について、年次で経営発信を行っているか 発信内容を浸透させるための取り組みを実施しているか
2	<p>リスクアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの枠組みがあるか 行為規制リスクを独立したリスクとして特定・評価しているか
3	<p>適切な文書化 (1線、2線、3線の役割が明確化されているか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3線管理体制として、全社的なリスクの取りまとめを行う2線組織が設置されているか。また、行為規制を所管する2線組織は設置されているか 3線管理体制として1線、2線、3線の役割は明確になっているか 行為規制等の関連法令遵守のためのルールを規程類で明確化しているか
4	<p>情報共有・研修体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為規制、個人情報保護、再エネ特措法等に関する研修が適切に実施されているか 研修の実施後に理解度テストを実施し、研修内容の習熟度を測っているか
5	<p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為規制等に関して1線による自己点検が実施されているか 2線が1線の上記の自己点検結果等を活用して定期的なモニタリングを行っているか
6	<p>内部通報制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内外への通報ルートが確立され、匿名性の担保や通報者保護がされているか
7	<p>内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の事案に関する監査または再発防止策の実施状況に関する監査が計画されているか リスクベースでの監査を実施しているか
8	<p>適切なデューデリジェンスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先との契約書に個人情報保護や法令等遵守に関する条文が含まれているか 外部委託先に対して年次で、研修の実施または安全管理体制の確認を行っているか

ポイント

- 法令等遵守について、年次で経営発信を行っているか
- 発信内容を浸透させるための取り組みを実施しているか

中間報告時点

- 10社中9社が年次で法令等遵守に関する経営発信を行っている、もしくは年間計画への反映により年次発信の代替策としている。
- 発信内容については、職場ディスカッションや研修等を通じて従業員に周知されている。

今回確認内容

- 全社で、年次で法令等遵守に関する経営発信を実施するとともに、職場ディスカッションや研修、経営層による現場訪問等により、経営発信の定着化の取り組みを行っていた。

ポイント	中間報告時点
<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの枠組みがあるか 	<ul style="list-style-type: none"> 10社中9社においてリスクアセスメントの枠組みがある。事案の発生により顕在化したリスクの管理に留まらず、2線が他社・他業態の不祥事事例をはじめとする外部環境の情報を1線に提供し、顕在化していないリスクについても注意喚起を行っている会社もある。 一部の会社では、ビジネスを継続する限り発生し得る固有のリスクと、そのリスクに対して整備した統制(対策)の強度を加味したリスク(=残余リスク)を算出し、残余リスクの多寡に応じた効率的な経営判断を可能としている。
<ul style="list-style-type: none"> 行為規制リスクを独立したリスクとして特定・評価しているか 	



今回確認内容
<ul style="list-style-type: none"> この9社においては、全社的なリスクの特定・評価を実施しており、1線によるリスク評価と2線による評価基準の設定や評価内容への指導・助言などの役割が実施されていた。 残る1社においても、今後リスクアセスメントを導入していくことを経営として意思決定しており次年度に体制が整備される予定であることを確認した。 上記9社のうち3社では「固有リスク－統制＝残余リスク」の方程式に基づいてリスク評価を実施しており、統制後の残余リスクの大きさを経営に示すなどリスク評価の高度化を図っていた。
<ul style="list-style-type: none"> 上記9社で、今回の不正閲覧事案を受けた行為規制リスクを独立したリスク項目として特定・評価を行っていた。

ポイント	中間報告時点
<ul style="list-style-type: none"> 3線管理体制として、全社的なリスクの取りまとめを行う2線組織が設置されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 10社中8社において2線に相当する全社的なリスク管理を担う独立した部門が設置されている、もしくは今回の事案を受けて2線機能を強化している。
<ul style="list-style-type: none"> 行為規制を所管する2線組織は設置されているか 	<p>※中間報告以降に確認ポイントとして追加</p>
<ul style="list-style-type: none"> 3線管理体制として1線、2線、3線の役割は明確になっているか 	<ul style="list-style-type: none"> 全社で1線におけるリスク管理に係る当事者としての姿勢が確立している。 リスク管理に関して2線を中心に組織の役割、責任及び権限が規程で明確化され、社長並びに1線の役割についても記載している会社もある。 全社において3線は内部監査部門として独立した立場から他部門の業務を評価する体制が整備されていた。
<ul style="list-style-type: none"> 行為規制等の関連法令遵守のためのルールを規程類で明確化しているか 	<ul style="list-style-type: none"> 全社で就業規則で諸規定や命令に違反した場合の懲戒処分の定めがある。

今回確認内容
<ul style="list-style-type: none"> 10社中9社において、2線に相当する全社的なリスク管理を担う部門が設置されていた。 残る1社においても今後のリスクアセスメントの導入に合わせて2線組織を設置することを経営として意思決定しており、次年度に体制が整備される予定であることを確認した。
<ul style="list-style-type: none"> 全社で行為規制を所管する部門が設置されていた。
<ul style="list-style-type: none"> 9社においては、1線によるリスクオーナーとしての行為規制リスクへの評価および自己点検や、2線の1線に対する指導・助言などの体制が整備されていた。 残る1社においても、2線組織の設置に伴い次年度に3線管理体制を整備していく予定であることを確認した。
<ul style="list-style-type: none"> 全社で、行為規制等の関連法令等の遵守のためのルールを規程類で明確化するとともに、違反した場合の懲戒処分についても定めていた。

ポイント

- 行為規制、個人情報保護、再エネ特措法等に関する研修が適切に実施されているか
- 研修の実施後に理解度テストを実施し、研修内容の習熟度を測っているか

中間報告時点

- 全社で行為規制、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修が適切に実施されている。

今回確認内容

- 全社で、行為規制、個人情報保護、再エネ特措法および情報セキュリティに関する研修を実施していた。
- 全社で行為規制に関する研修において、理解度テスト等により従業員の研修内容の習熟度を測る取り組みを実施していた。

ポイント

- 行為規制等に関して1線による自己点検が実施されているか
- 2線が1線の上記の自己点検結果等を活用して定期的なモニタリングを行っているか

中間報告時点

- 全社で個人情報保護に関する自己点検を実施している。
- 10社中4社で行為規制に関する自己点検が従前から実施されており、その他の会社については今回の事案を受けて実施を開始した、もしくは計画中。
- 半数の会社で1線の自己点検結果が2線に報告され、2線が取りまとめを実施。
- さらに、一部の会社においては2線が1線の自己点検結果等を活用して改善状況等の定期的なモニタリングを実施している。

今回確認内容

- 全社で、行為規制に関する1線による自己点検を実施していた。
- 10社中8社で、行為規制に関して2線が1線の改善状況等の定期的なモニタリングを実施していた。1社は、3線が1線に対して定期的に監査を行い、改善状況等を確認しており、1線の改善状況を他部署が確認するという体制は整えられていた。残る1社では、今後2線によるモニタリングを次年度以降早期に計画していることを確認した。
- 2線によるモニタリングについては、至近に運用を開始した会社がほとんどであり、有効性を高めるモニタリングの在り方については引き続き検討が必要な状況であった。

ポイント

- 社内外への通報ルートが確立され、匿名性の担保や通報者保護がされているか

中間報告時点

- 全社で社内のみならず社外への通報ルートが確立されており、匿名性の担保や通報者保護がなされている。



今回確認内容

※中間報告時点で取り組みが十分であることを確認済み

ポイント

- 今回の事案に関する監査または再発防止策の実施状況に関する監査が計画されているか
- リスクベースでの監査を実施しているか

中間報告時点

- 全社で今回の事案に関する監査が計画されている。



今回確認内容

- 全社で、今回の事案に関する監査が実施または計画されており、自社の重大な事案発生時には監査計画への反映・見直しが行われていた。
- 10社中8社で、全社のリスク評価結果を監査計画に反映するなど、リスクベースでの監査を実施していた。その他2社においてもリスクベースでの監査を次年度以降早期に検討していく計画であることを確認した。

ポイント

- 外部委託先との契約書に個人情報保護や法令等遵守に関する条文が含まれているか
- 外部委託先に対して年次で、研修の実施または安全管理体制の確認を行っているか

中間報告時点

- 全社で外部委託先との契約書に個人情報保護や法令等遵守に関する条文が含まれている。

今回確認内容

- 全社で、外部委託先に対して年次で、研修または安全管理体制の確認を実施していた。

<評価結果>

- 中間報告時点では未整備であった取り組みが整備されたなど、各社は不正閲覧事案を起因として3線管理の体制や運用を強化しており、「法令等遵守プログラム」で求める必要な対策を講じていた、または計画していた。
- 特に、行為規制を所管する2線部門の設置、行為規制リスクの特定・評価やその点検など行為規制に対する取り組みの重点的な実施によって、各社の再発防止に向けた対策は大きく進捗していた。
- 今回、ベストプラクティスと考えられる取り組みを確認でき、そうした取り組みを各社と共有し水平展開を図ることによって、今後さらなる改善の効果が見出せる。

<今後の対応>

- 新たに設置・強化した2線による1線に対する指導・助言などの役割において、特に2線によるモニタリングについては、至近に運用を開始した会社や計画中の会社がほとんどであり、より有効性を高めるモニタリングの在り方については引き続き検討が必要。
- 電気事業連合会としても、今回の調査を通じて得られた知見をもとに、引き続き各社との対話によるアドバイスを行うことで、各社がより実効性の高い取り組みを進めていけるよう支援していく。

項目	ベストプラクティス
1 トップコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> • 社長や本支店幹部等が職場を訪問し、従業員との対話を行うことで経営発信内容の浸透や現場の声の吸い上げを行っていた。また、2線においても現場を訪問して意見交換会を開催し、現場から吸い上げた声を全社的な取り組みに反映する仕組みがあった。
2 リスクアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> • 2線が1線の部長クラスへのヒアリングを通じて、現場のリスク認識を確認し、潜在的なリスク等に関する助言・指導等を行うことで、1線によるリスクの特定・評価漏れを防止していた。 • 1線のリスク評価結果を基に2線がリスクマップを作成し、経営へ報告するにあたってはリスクの多寡に留まらず、リスクが顕在化した場合の行政処分等の発生による経営への影響等の経営判断に資する情報についても提供していた。
3 適切な文書化 (1線、2線、3線の役割が明確化されているか)	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の事案を受けて、行為規制に関する2線機能を担う部署を設置し、「2.リスクアセスメント」や「5.モニタリング」で役割を果たす他、以下の役割を実施していた。 <ol style="list-style-type: none"> ① 行為規制に関する相談窓口を設置し、業務上の懸念点に関する問い合わせ対応を行う他、現場の声の吸い上げを実施。相談内容と回答については社内ウェブサイトに掲載し共有。 ② 行為規制に関する教育および理解度チェックを実施し、これにより認識した課題は、次回の教育計画に反映。 • 今回の事案を受けて、全社的な行為規制遵守の体制を整備し、1線・2線のみならず経営陣を含め相互に連携しながら行為規制リスクへの対応を以下のとおり行っていた。 <ol style="list-style-type: none"> ① 行為規制リスクの総点検 ② 再発防止策の実施状況のモニタリングおよび各種委員会への報告 ③ 全従業員や取締役に対する研修の実施
5 モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • 業務手引き等を基に作成した自己点検シートを用いて、リスク低減のための統制の実施状況を年次で確認していた。なお、自己点検シートはリスクアセスメントにおいて計画した統制と紐づいており、事案発生など新たにリスクを認識した際には改訂を行っていた。
7 内部監査	<ul style="list-style-type: none"> • 内部監査部門が、計画段階から1線、2線の各プロジェクトの会議等に陪席することにより、体制整備段階からプロジェクトへの理解を深めていた。